

「障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方(中間案)」へ寄せられた意見

資料 3

項目	no.	寄せられた意見	考え方
前文	1	その上で、前文において条例の制定が、障害のある人だけではなく、すべての人が住みよい社会づくりに有効なことを明記すべきと考えます。	ご意見の趣旨を踏まえ、記載する内容を検討いたします。
	2	○前文について 中間案には、盛り込むべき内容として4点掲げられている。とくに「経緯や現状」においては、いかに尊厳を貶められ、傷つけられてきたかという現実を書き込む必要がある。さらに先の震災によって障害者がさらに困難な状況におかれたことに触れるべきである。これは甚大な被害を受けた宮城を代表する都市として不可欠であると考え。障害者は災害弱者でもある。差別を解消していくことと障害者を災害弱者にしないということは重なるため、盛り込むことは望ましい。そうした現実をふまえて、目指すべき社会像を示していく必要がある。	ご意見の趣旨を踏まえ、記載する内容を検討いたします。
	3	○「なぜ条例が必要なのか」について この問いかけは、条例づくりの根幹・命と言えるものであり、「前文」の中で説明されるのですが、障害を持つ方々のこれまでの苦しみ・心の叫びなどを市民に十分に伝えるとともに明るい未来を描く展望するものにしてほしいと思います。	ご意見の趣旨を踏まえ、記載する内容を検討いたします。
目的	4	○目的について 中間案には、2点掲げられている。ここでは「解消」が使用されているが、条例の名称や趣旨において「禁止」を推す声もあった。解消法も実質的な禁止法と捉えられており、のちに提起する「条例の名称」にも深く関わる。その整合性をどうとるのか検討が必要ではないか。 また、文中に「～差別の解消を推進し」とあるが、言い切る形で『推進』を削除願いたい。 条例の目的は、 ①障害を理由とする差別(不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供)を定義するとともに、これをなくすこと ②障害を理由とする差別を未然に防止すること ③差別を受けた場合に救済するシステムを構築し、示すこと 条例は、障害者も同じ市民として、障害のない人と同様の生活をする上での指針でもある。今まであまりかかわりを持っていなかった市民にとっては障害者とかかわるうえでの指針ともなる。条例は一定の拘束力を持つものだが、少しずつ「これはいけないことなのだ、恥ずかしいことなのだ」という意識が根付いていってほしい。	障害を理由とする差別の解消は、不当な差別的取扱いをなくすことに加え、合理的配慮の提供を拡大していくことで進められるものと認識しております。これらについては、条例を施行することだけでは実現は難しく、市民や事業者の理解を得ながら様々な取り組みを推進していくことが必要と考え、「推進」という表現としたところです。 条例の目的に係るご意見の趣旨につきましては、条例全体に盛り込まれていると考えております。
定義	5	○定義について 中間案には、4つの語が定義されている。この中で、肝心の「(障害者)差別」の定義がないことは不十分である。用語の定義であり、差別の定義ではないからである。 たとえば、「差別」の定義であれば、 「障害を理由とした差別とは、客観的に正当かつやむを得ないと認められる事情なしに行われる、障害を理由としたあらゆる区分や排除又は制限であって、障害をもつ人が平等な場で全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使を害し又は無効にする目的又は効果を有するものをいう」とすべきである。 また、やはり「不当な差別取り扱い」の語は違和感を禁じ得ない。協議会でも議論されたところではあるが、差別の定義で「差別」を用いるのは適当ではない。他の条例で用いられている「不利益取り扱い」が適切だと考える。 さらに、「合理的配慮」も単純に用語の定義になっている。条文の性格をどのようにするかによるが、「合理的配慮の不提供」が差別であることは明確にしなければならない。中間案の後半にも「合理的配慮の提供」があるが、「提供」とした場合は好ましい側面を強調した表現になる。しかし直前の「不当な差別的取扱い」では、好ましくない対応の列挙である。この整合性について、整理すべきである。	「定義」は、解釈上の疑義をなくし条例で用いる用語の意義を明確にするもので、差別にあたる禁止される行為等については、その後の項目で示しております。 なお、個別の事案において特定の行為が差別に該当するかどうかは、それぞれの事案に応じて個別具体的に判断されるものであり、「差別」を定義することは困難であると考えております。 「不当な差別的取扱い」は障害者差別解消法において用いられている用語であり、表現が統一されているほうが分りやすいと考えております。

項目	no.	寄せられた意見	考え方
定義	6	<p>定義について 『「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害がある者』という規定は、下記の理由により「医学モデル」を前提とした「障害者観」です。「障害がある」という理由で、社会から差別や分断を知られてきた一人ひとりの当事者の生きづらさや悩み苦しみに、正面から「社会自身」が向き合うことが、大前提でなければなりません。この点に関する検討が、仙台市障害者施策推進協議会の議論の中で、十分論点化されないまま、定義されることは、拙速です。ココロンカフェで「障害とは」というテーマで、話し合ったように「障害があるのは個人ではなく、社会の側に障壁がある。」という視点を明確にする必要があります。</p> <p>(理由) 「障害者基本法」障害の定義の問題性についての議論が必要です。「この法律に於いて『障害者』とは、身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受けうもの」と規定している。能力の不全と心身の損傷による機能障害に着目した「医学モデル」を前提とした「障害者観」である。 ・「障害の範囲」が心身の損傷に対する機能障害が医学的基準によってされ障害等級の認定に対象者が必然的に限定される。日常生活動作(ADL)を中心とする判定基準に該当しない、高次脳機能障害や学習障害(LD)は多くが「障害の定義」から除外される。 ・「医学モデル」を前提とした「障害者観」は、恩恵と保護による福祉政策の「特殊な存在」とみなしていく法的根拠の背景となっており、市民社会のあらゆる場面での対等な構成員としての存在を阻害してきた。 ・「環境因子」と「個人因子」の相互作用とその影響が、相変わらず機能・構造障害(impairment)に着目した「医学モデル」の方向に帰結してしまう圧力を日常的に受けてしまうことになる。</p> <p>●障害者基本法の限界:参加する機会が(恩恵的に)与えられる(対象)とみなされ、障害者の社会参加を権利として保障するとはなっていない。 ・「旧法(心身障害者対策基本法)」の優生思想と結びついた「心身の障害の発生予防」または「更生」と「保護」に基づく古くからの障害者施策の要素を根強く残し、「施設への入所」「重度障害者の保護等」の規定によって、当事者に対して障害の軽減と克服への努力を押し付け、「自立することの著しく困難な」重度の障害者に対しては、保護の観点から隔離・収容型の施設入所を引き続き推進することが明記され、<脱施設から地域へ>という明確な方向が打ち出せていない。 ・障害者基本法の「医学モデル」としての構造的な限界は明らかであり、「障害」を環境的因子との関係からアプローチして明確にし、その阻害要因の除去を求める「社会モデル」への転換が急がれる必要がある。</p> <p>●「障害のレベル(階層)」について、「機能障害」「能力障害」「社会的不利」の3つのレベルがある。(1981年の国際障害者年の前年にWHO(世界保健機関)「機能障害、能力障害および社会的不利の国際障害分類」を発表)「社会的不利」はNandicapが軽蔑的な意味合いを持つため完全に除去。Disabilityを障害の第二次元の名称としては使わず、代わりに包括用語として残す。 ・障害とは健康に関連した人と環境の相互作用による多次元の現象である。 ・問題は言葉の問題であるだけでなく、障害に対する他の人々と社会の態度の問題である。 ・2001年世界保健会議「生活機能・障害・健康の国際分類」という中立的な用語を用いる名称となり、①機能・構造障害(impairment)②活動制限(activity limitation)③参加制約(participation restriction)の3つの階層を通じて人間の生活に関わるすべてを対象することになった。 ・この人間生活の3階層を包括する用語として「生活機能」(Functioning)を用い、相互関係を両方向の矢印でつないでモデル化した。 ・「環境因子」と「個人因子」を「背景因子」として、障害の発生や経過に影響する因子として取上げた。 ・障害当事者を取り巻く現実の障害に対する他の人々との社会の古い偏見と差別的態度につながる諸要素との力関係とによって、相変わらず機能・構造障害(impairment)に着目した「医学モデル」によって「対処」されていく可能性を否定できない。 ・「環境因子」と障害当事者のエンパワメントが不可欠である「個人因子」との相互関係をどのような仕組みのもとで構築していくのが、これからの核心的テーマになっていることは確かである。</p>	<p>「障害者」については、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しております。 障害者基本法や障害者差別解消法と同様の定義することについて、第5回協議会においても議論されたところであり、表現が統一される方が、市民の皆様にも分かりやすいと考えております。</p>

項目	no.	寄せられた意見	考え方
定義	7	<p>○「不当な差別的取扱い」とは・・・○「合理的配慮」とは・・・について この文言ではなく、「不均等な待遇」または「不利益な待遇」とすべきです。また、「ただし」規定を、「括弧付き」で表記し、例外規定すべきで「本来は、行ってはならない」ことを明確にすることです。 (理由) 2006年12月13日国連総会で採択された「障害者権利条約」は、2007年3月30日ニューヨーク国連本部で「障害者権利条約の選択議定書」締約国署名が行われました。 ●第2条「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除、制限であり、政治、経済、社会、文化、市民その他いかなる分野においても、他者との平等に基づくすべての人権と基本的自由の認識、享受、行使を阻害したり無効にしたりする目的または効果を有するものを指す。障害に基づく差別にはあらゆる形態の差別があり、合理的配慮の否定も含まれる。 「合理的配慮」とは、障害者が他者との平等に基づくすべての人権や基本的自由の享受または行使を保障するために、特定の場合に不可欠で、必要かつ適切であるが、一方的または過度の負担を課さない程度の変更や調整のことをいう。(障害者の求めに応じて、障害者が障害のない者と同様に人権を行使し、又は機会や待遇を享受するために必要かつ適切な現状の変更や調整を行うことを「合理的配慮」と言い、これを行わないことは、差別となる。ただし、相手側にとって「過度な負担」が生じる場合は例外となる。) 「不均等な待遇」とは、障害又は障害に関連する事由を理由とする区別、排除又は制限その他の異なる取扱い。(ただし、当該取扱いが客観的に見て、正当な目的の下に行われたものであり、かつ、その目的に照らして当該取扱いがやむを得ないと言え</p>	<p>「不当な差別的取扱い」は障害者差別解消法において用いられている用語であり、表現が統一されている方が分かりやすいと考えています。 また、何人も不当な差別的取扱いをしてはならないことについては、「4 基本理念」に記載されております。</p>
基本理念	8	<p>○複合的な問題に対する配慮 女性や児童に関する配慮を、特に書き込んでいることがとても良いと感じます。 このような配慮は、さらに性自認・性的指向・国籍・文化・経済状況など分野横断的な諸課題に、より広げる必要があります。 また、社会情勢の変化で配慮すべき事項が加わってゆくことは必然です。 こうした変化に対応できるような条文が必要です。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
市、事業者、市民の責	11	<p>○市、事業者、市民の責務や役割 「市の職員は、自らが先頭に立って障害者差別解消に向けた取り組みの実践と、推進に努めなければならない。」 という、市の行政に関わる職員としての役割と責務を設けるべきである。 市民の役割においては、市に協力するだけでなく 「障害による差別の解消にむけて、生活上の困難を周囲に求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努める。」 などのように、より積極的なメッセージを込めるべき。</p>	<p>市、事業者、市民の責務や役割、不当な差別的取扱いの禁止等に関し、国で前記法を受けて定めている対応方針がありますので、それに沿ったものとし、それと関連させ、条例にもそのことが分かるように記述されると一体的に理解・対応ができ効率的ではないかと思えます。</p>
市、事業者、市民の責	10	<p>○市、事業者、市民の責務や役割 「市の職員は、自らが先頭に立って障害者差別解消に向けた取り組みの実践と、推進に努めなければならない。」 という、市の行政に関わる職員としての役割と責務を設けるべきである。 市民の役割においては、市に協力するだけでなく 「障害による差別の解消にむけて、生活上の困難を周囲に求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努める。」 などのように、より積極的なメッセージを込めるべき。</p>	<p>市、事業者、市民の責務や役割、不当な差別的取扱いの禁止等に関し、国で前記法を受けて定めている対応方針がありますので、それに沿ったものとし、それと関連させ、条例にもそのことが分かるように記述されると一体的に理解・対応ができ効率的ではないかと思えます。</p>
市、事業者、市民の責	9	<p>○基本理念について 基本理念には、4点掲げられているが、1点目において 「共生社会を実現するため、社会的障壁を除去し、何人も障害者に対する不利益取扱いをしてはならないことと、合理的配慮の提供の拡大が図られること。」 とすべき。社会的障壁の除去は、共生社会を実現するために行うものであるため、上記の表現が望ましい。 さらに、障害の有無に関わらず個人の尊厳が尊重されるべきである。また、全ての障害者が、社会・経済・文化などのあらゆる活動に参加する機会や、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されることを、明記すべき。</p>	<p>基本理念では、より普遍的で考え方の基盤となる、障害者の基本的人権の尊重等を踏まえ、共生社会の実現に向け差別解消に取り組んでいくことを規定しておりますので、原案のままいたします。</p>
市、事業者、市民の責	10	<p>○市、事業者、市民の責務や役割 「市の職員は、自らが先頭に立って障害者差別解消に向けた取り組みの実践と、推進に努めなければならない。」 という、市の行政に関わる職員としての役割と責務を設けるべきである。 市民の役割においては、市に協力するだけでなく 「障害による差別の解消にむけて、生活上の困難を周囲に求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努める。」 などのように、より積極的なメッセージを込めるべき。</p>	<p>市の職員に係る障害者差別解消に関することについては、条例での位置づけではなく、職員が守るべき規範として別途検討することとしております。 市民に対しては、障害の理解、啓発に努めてまいります。</p>

項目	no.	寄せられた意見	考え方
不当な差別的取扱いの禁止等	12	「差別禁止」とははっきり明示してほしいです。「差別」は良くないものであるという認識が大切だと思います。	中間案において、市と事業者は、不当な差別的取扱いしてはならないと記載しています。
	13	<p>○不当な差別的取扱いの禁止等(不利益取扱いとすべき)</p> <p>中間案では、8分野にまとめられているが、これは市が基礎資料として集めた差別事例を分析して得た分類に対応させるのが適切であろう。これは実際に起こっている事例であり、これらを解消するための考え方や仕組みを示す必要があるからだ。</p> <p>既存の法律や制度があるから条例で規定しないということであれば、適切な法律や制度につながるための仕組みが必要である。</p> <p>さらに特記したいことは、「不当な」とあるように、差別が正当化される場合があることに伴う懸念だ。</p> <p>①過重な負担</p> <p>②事物の本質的な変更が伴う場合 など</p> <p>があるときには是正措置を行わなくてもいい、という「正当化事由」がある。これは、状況によって判断するものであるが、それだけに様々に拡大解釈される恐れがある。冒頭の事例でも店側は「(勝手に想定した)車いす席が空いていない」「通路が狭い(いすとテーブルは可動式だった)」という理由で、待つかどうかの確認をせずに私を追い払った。店にとっては、入店させない理由である。これは極端な例ではあるが、現状に至っている理由は必ずある。それをどのように解釈し、権利の行使を保障していくのが重要なポイントである。</p> <p>「正当化事由」はきわめて限定的に判断していかなければならない。</p>	<p>中間案では、募集事例の分野のうち、市と事業者が禁止される不当な差別的取扱いに該当する分野を盛り込むよう整理いたしました。また、差別事例の解決のため、必要な制度や機関に適切につなげるよう関係機関との連携強化を図ることとしています。</p> <p>不当な差別的取扱いにおける「正当な理由」がある場合については、国の基本指針や対応指針等においても障害者に丁寧に説明することとされています。本市においてもこれに関する事例を集積しながら、事業者が適切に対応していけるよう周知等を図ってまいりたいと考えています。</p>
	14	<p>禁止されるとする差別的取扱いのうち、「条件を付すこと」は、恐らく市民生活レベルでは「協力をお願い」との境界線が微妙な場合が往々にしてあると思います。</p> <p>市が設置することとしている「調整機関」の実務で課題になることが予想されます。</p> <p>未整理の状態ですと新たな課題やトラブルのもとになると思われるので、こうしたことを想定し対応されるとよいと思います。</p>	条例の解説は作成を予定していますが、具体的な相談事案を蓄積し、整理することが必要であると考えております。
	15	<p>まず、「不当な差別的取扱いの禁止等」のところで、いろいろな禁止の項目がある中で、項目によって「～せず、～」「～なく～」と禁止の前提の記述があつたりなかったりしていますが、それぞれについてあるなしの理由は何かな、との疑問が生じ、悩むので読むの嫌になりました。</p> <p>また、禁止の前提の内容については、具体的にどうということだとそれに当てはまるのか、または、当てはまらないのか、という話が出て来るとしますので、ガイドラインなどが必要では、と思いました。</p>	ご意見の趣旨をふまえながら、わかりやすい表現となるよう検討いたします。条例の解説は作成を予定していますが、具体的な相談事案を蓄積し、整理することが必要であると考えております。
	16	<p>○虐待について</p> <p>協議会においても、何らかの規定を設けてほしいという意見があつたように、虐待と差別は密接な関係にある。先行条例においても設けているものが多く、仙台市で設けられない理由はない。特に、虐待発見時の通報義務は、一般的には全市民にあると解されているが、法は限定的である。既存の法律があつても条例に書き込めないということはない。</p>	本市では、緊急対応も含め、既に障害者虐待防止法に基づき対応しておりますことから、あらためて条例に手続き等を定めることは考えておりませんが、虐待と差別に密接な関係があることなど、前文への記載を検討します。
	17	<p>○ハラスメントについて</p> <p>不快な対応(ハラスメント)は、内心の自由との関係もあるが、障害当事者が日常生活において深く傷つき、思い悩んでいることから、関係者の調整等も視野に入れた相談対象とすべき。</p>	調整の対象は事業者となりますが、相談については私人間の不快な対応についても対象とすることとしています。

項目	no.	寄せられた意見	考え方
不当な差別的取扱いの禁止等	18	<p>○障害を持つ女性について</p> <p>中間案の基本理念に障害を持つ女性への複合的差別の記述が入ったことは、たいへん大きいことだと思う。しかしながら、具体的に障害を持つ女性が思っている不利益は多種多様であり、根深いものがある。よって、不利益取扱いの項であらためて項立てをすることを提案したい。例えば、</p> <p>「何人も、障害のある人に対し、男女などの性別による違いに基づき、障害及び障害に関連する事由を理由として、不利益取扱いを行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。何人も、障害のある人に対して、同性の者が行うことが相当な行為について、介護等を受ける障害のある人の意思に反して、介護等を受けるよう強制してはならない。</p> <p>2 何人も、婚姻、妊娠、出産、家事、育児等、障害のある人の家族形成及び家庭生活の場面において、障害のある人に対して不利益取扱いを行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。」</p> <p>などのように。</p>	<p>複合的な差別を受けやすい障害のある女性への適切な配慮がなされることの重要性に鑑み、不当な差別的取扱いの項目ではなく、基本理念に盛り込んでいます。</p> <p>また、基本理念において家族同士の行為等も含めて「何人も不当な差別的取り扱いをしてはならない」としております。</p>
	19	<p>合理的な配慮についてわかりやすく説明すべきと考えます。不当な差別的取扱いについては個別の事例ごとに定めていますが、それに比べると合理的配慮についての記述が少ないように感じます。合理的配慮については、まだまだ新しい考え方であり、多くの人に理解してもらうために丁寧な記述が必要と考えます。</p>	<p>合理的配慮については、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個性の高いものであると考えております。</p> <p>好事例の集積等を行い、市民や事業者等への周知を図ってまいります。</p>
基本的な施策	20	<p>中間案取りまとめありがとうございます。</p> <p>障害者(聴覚)として日頃感じていますことをご提案します。</p> <p>BSやローカルテレビに字幕スーパーを入れていただきたい。地元に着した生活のための大切な情報を市民として共有できます。ラジオでは得ることができない情報を少しの手間でテレビでは可能になるのです。聴覚障害者としてどれだけ助かることかおしれません。特に地元作成の地元の人のための各放送局へお願い。</p>	<p>いただいたご意見については、機会を捉え関係機関等に伝えてまいります。</p>
	21	<p>○「社会参加」について</p> <p>中間案では「社会参加」という言葉が[8基本的な施策 ○就労支援の充実及び雇用の場の拡大]にしか使われておらず、条例案の中では「社会参加」=「就労」という意味にしかとれない。</p> <p>この意味で使用しているのであれば「社会参加」意味を極端に狭めていることになりかねない。</p> <p>また誤解を招く表現になり言葉を削除願いたい。</p>	<p>これまでの議論等において就労の場における困難な状況が課題とされており、特に配慮が必要であるという認識から、就労支援の充実を基本的な施策に盛り込んでいるところです。ご意見を踏まえ、より適切な表現に修正できるよう検討いたします。</p>
	22	<p>仙台市で手話通訳者として登録して活動しているものです。</p> <p>この条例の制定を機にぜひ聴覚障害者への情報保障についても考慮して下さい。</p> <p>今現在の手話通訳制度の利用範囲を拡大。(就職面接、連続した講座への通訳を認めてほしい)。</p> <p>通訳者の養成も充実させてほしい。</p> <p>また、折角登録しても通訳活動していない(依頼がない)通訳者もいると聞いている。</p> <p>登録通訳者を有効に活用下さい。</p>	<p>「8 基本的な施策」に盛り込んである通り、意思疎通の支援の充実に取り組んでまいります。</p>
	23	<p>ただ、この法律が実際に効力を発するようになる前、できるだけ早い時期に、これまで支援を担っているサービス事業者や仙台市に登録している奉仕員などに、どのように運用されるのかをきちんと説明していただきたいと思っております。具体的にはどのような条件(活動を行う場面、謝礼、活動時間など、いろいろ)についてです。</p> <p>ここまでの条例を作る以上、支援者に対する待遇が今までと同じということでは、障害者の権利や尊厳、ひいては命を守るような支援を行うことは難しいのではないかと、いう気もします。</p>	<p>「8 基本的な施策」に盛り込んである通り、意思疎通の支援の充実に取り組んでまいります。</p>

項目	no.	寄せられた意見	考え方
基本的な施策	24	<p>仙台市で要約筆記奉仕員として活動していますが、障害者総合支援法では派遣を担うのは要約筆記者である、ということになっているはずですが。現行の要約筆記奉仕員は、この条例施行後はいったいどうなるのか、今後も奉仕員による派遣を続けていくのかどうか。奉仕員による派遣を廃止するとすると、現任の奉仕員は自動的に仙台市内での要約筆記者として登録する形になるのか。</p> <p>また、仙台市内には、平成25年度までに宮城県が行う要約筆記者認定試験で合格して要約筆記者として登録している要約筆記者がいます。手書きで2名、パソコンで6名。この8名は、仙台市ではいまだ要約筆記奉仕員のままになっているかと思いますが、この8名の身分及び待遇はどうなるのでしょうか。</p>	「8 基本的な施策」に盛り込んである通り、意思疎通の支援の充実に取り組んでまいります。
	25	要約筆記に限らず、この条例を絵に描いた餅にしないためにも、支援者を市の責任できちんと養成し、研鑽を行う場を作っていただきたいです。身分保障もしっかり行っていただきたい。条例の施行規則のようなものできちんと規定をしていただきたい。どうぞよろしく願いいたします。	「8 基本的な施策」に盛り込んである通り、意思疎通の支援の充実に取り組んでまいります。
	26	○条例の広報について 障害団体や関係団体へのヒヤリング、ココロンカフェの開催・シンポジウムの開催等、条例の制定へ向けた取り組みを行ってききましたが、まだまだ条例の存在そのものが知られていません。条例を生かして、差別の解消につなげる取り組みを進めていけるよう、条例制定後も、行政・福祉関係者・事業者・市民の方が協力して、広報に努めるべきと考えます。	障害を理由とする差別の解消を推進するためには、市民、事業者などの皆様の理解を深めていく必要がありますので、今後ともご協力をお願いしながら、広報に努めてまいります。
	27	○条例の広報について 障害団体や関係団体へのヒヤリング、ココロンカフェの開催・シンポジウムの開催等、条例の制定へ向けた取り組みを行ってききましたが、まだまだ条例の存在そのものが知られていません。条例を生かして、差別の解消につなげる取り組みを進めていけるよう、条例制定後も、行政・福祉関係者・事業者・市民の方が協力して、広報に努めるべきと考えます。	障害を理由とする差別の解消を推進するためには、市民、事業者などの皆様の理解を深めていく必要がありますので、今後ともご協力をお願いしながら、広報に努めてまいります。
	28	○条例の広報について ①障害団体や関係団体へのヒヤリング、ココロンカフェの開催・シンポジウムの開催等、条例の制定へ向けた取り組みを行ってききましたが、まだまだ条例の存在そのものが知られていません。条例を生かして、差別の解消につなげる取り組みを進めていけるよう、条例制定後も、行政・福祉関係者・事業者・市民の方が協力して、広報に努めるべきと考えます。 ②各区においての「出張説明会」も開催されました。参加人数は少なかつたかもしれませんが、参加された方からは貴重な意見も出されていました。町内会への呼びかけ、PTAへの呼びかけなども検討しながら、今後とも「出張説明会」を継続し、地道な広報に努めるべきと考えます。	障害を理由とする差別の解消を推進するためには、市民、事業者などの皆様の理解を深めていく必要がありますので、今後ともご協力をお願いしながら、広報に努めてまいります。 障害者差別解消につきましては、市政出前講座として実施してまいります。
	29	○条例に関しての広報 多くの市民に「障害者差別禁止条例があること、及びその内容」が知られていなければ、意味がありません。広報について続けてほしいです。	障害を理由とする差別の解消を推進するためには、市民、事業者などの皆様の理解を深めていく必要がありますので、今後ともご協力をお願いしながら、広報に努めてまいります。
	30	条例制定時には、ぜひ条例の「わかりやすい版」を作成していただくようお願いします。 多くの障害者や高齢者、また一般市民へのPRにも効果的だと考えます。	条例制定後、条例をわかりやすく説明するリーフレット等を作成したいと考えております。

項目	no.	寄せられた意見	考え方
基本的な施策	31	<p>主旨としては、ズレるのかもしれませんが、なぜ条例制定が必要なのかという文面の中に「身近に障害者がいないので何に困っているのかわからない」と記載されている部分をどう捉え条例制定に向けて中身を議論・策定できるかだと思います。なぜいないのか？身近にいる事いれる事がスタンダードな社会に出来る条例作りが出来るように尽力していただければと思います。その為にも、市民への啓発の強化にもっと力を入れていただきたいです。</p> <p>今回の意見の募集に関しても説明会の開催日時の設定に疑問符が付きまます。</p> <p>本当に意見募集を図りたいのであれば始まる直前・終了間近など実施するタイミングをもっと検討していただきたいです。</p> <p>今回のようなやり方では意見を出したくても出せない方もいらっしゃるのではないかと思います。</p> <p>今後も広く意見を募集し続けていただき、市民の声が随時反映出来る環境作りをお願い致します。</p> <p>傍聴も参加出来る時などは傍聴させていただいてますが、あの場で発言出来ない市民がいる事も事実で今回のようなパブリックコメント1回だけという事の無いように広く市民の声が取り入れられ、市民と一緒に作っている実感を感じられ、もっと市民が関心を持って参加出来るようにお願い致します。</p>	<p>条例づくりにあたっては、障害を理由とする差別の解消に対する市民の関心を高め、幅広い理解を得ながら進めていくために、誰でも参加できるワークショップ「ココロン・カフェ」やシンポジウム等を開催しながら検討を進めてまいりました。</p> <p>今後とも幅広く市民の皆様に関心を持っていただけるよう引き続き周知に努めてまいります。</p>
	32	<p>○条文の中に「教育」の項目を起すことについて</p> <p>障害を持つ方々を苦しめてきた様々な差別は、市民の「悪意」から起きるといよりは、「人権」に関する「無知」がもたらす部分が大いのだと思います。確かに、障害特性の正しい理解や合理的配慮の提供は絶対必要なことです。しかしそれらがなされても「差別」という問題が解決することはないでしょう。</p> <p>障害者「差別」問題は「人権」問題の中の一つです。多くの人の心の中に「人権」意識が育たない限り、この問題が解決されることはないと思います。</p> <p>「人権」問題は人と人との「関係」の問題です。「人権」とは何か、人と人との望ましい「関係」とはどのようなものであるか。このことについては、青年期が終わるまでには、どの若者の心にもある程度までは育まれていなくてはなりません。そのようにして育った若者がやがて社会を担っていく時、差別問題は解決の兆しを見せていくことになると思います。</p> <p>「人権」意識を育むことなく、「差別」問題が解決していくことはないと思います。その意識を育むのは「教育」の使命と言ってもいいと思います。やはり条例の中に「教育」の位置づけをしっかりとすることはどうしても必要だと思います。ご検討ください。</p>	<p>これまで実施してきたココロン・カフェ等においても、教育の重要性についての意見が出されておりますことから、教育委員会とも問題意識を共有してまいります。</p>
	33	<p>障害分け隔てない共生社会を作るためには市民の理解が得られるくらいに認知度はあるのだろうか。</p> <p>ただいま、障害者差別解消法成立に向けて議論が繰り広げられているところだろう。しかし、この状況を知ってる人はどのくらいいるのだろうか。認知度がどの程度かも今後把握していくべきだと思う。相互理解こそが共生社会へと繋がるのではと思うため、今後はよりもっと認知度を広めていくべきではないだろうか。</p>	<p>共生社会の実現に向けては、相互理解が重要であり、条例等に関する認知度を把握するなど、市民等への継続的な周知を行ってまいります。</p>
	34	<p>○褒章制度について</p> <p>これまで差別事例のみならず好事例についても紹介されてきました。市で現在行っている雇用者への感謝状の対象を拡充や、新たな褒章制度の導入により市民の障害理解啓発が深まり、事業者のCSRにも繋がると考えます。</p> <p>以上、2点について意見を申し上げますが、仙台市として全国に発信できるような条例を期待します。</p>	<p>好事例の拡大はとても大切であると認識しており、今後展開する施策や事業において検討してまいりたいと考えております。</p>
	35	<p>○補助・助成の制度を設けてください</p> <p>合理的配慮の典型的な例として、スロープの設置やなどの『物理的障壁の除去がある。かつて、ひとやさ条例にスロープの設置やトイレ改修に対する助成制度があったが、今はない。差別解消法の関連文書などでも、このような措置について奨励しているところであり、仙台市においても、具体的な差別解消に積極的に取り組む市民を支援する方法として補助・助成制度を設けるべきである。</p>	<p>個別の場面において個々の障害者に対して行われる合理的配慮の提供は、その都度行われるべきものです。合理的配慮の拡大に向けて、好事例の集積等を行い、市民や事業者等への周知を図ってまいります。</p>

項目	no.	寄せられた意見	考え方
基本的な施策	36	○補助・助成の制度を設けてください 合理的配慮の典型的な例として、スロープの設置やなどの『物理的障壁の除去がある。かつて、ひとやさ条例にスロープの設置やトイレ改修に対する助成制度があったが、今はない。差別解消法の関連文書などでも、このような措置について奨励しているところであり、仙台市においても、具体的な差別解消に積極的に取り組む市民を支援する方法として補助・助成制度を設けるべきである。	個別の場面において個々の障害者に対して行われる合理的配慮の提供は、その都度行われるべきものです。合理的配慮の拡大に向けて、好事例の集積等を行い、市民や事業者等への周知を図ってまいります。
	37	○補助・助成の制度を設けてください 合理的配慮の典型的な例として、スロープの設置やなどの『物理的障壁の除去がある。かつて、ひとやさ条例にスロープの設置やトイレ改修に対する助成制度があったが、今はない。差別解消法の関連文書などでも、このような措置について奨励しているところであり、仙台市においても、具体的な差別解消に積極的に取り組む市民を支援する方法として補助・助成制度を設けるべきである。	個別の場面において個々の障害者に対して行われる合理的配慮の提供は、その都度行われるべきものです。合理的配慮の拡大に向けて、好事例の集積等を行い、市民や事業者等への周知を図ってまいります。
	38	○補助・助成の制度を設けてください 合理的配慮の典型的な例として、スロープの設置やなどの『物理的障壁の除去がある。かつて、ひとやさ条例にスロープの設置やトイレ改修に対する助成制度があったが、今はない。差別解消法の関連文書などでも、このような措置について奨励しているところであり、仙台市においても、具体的な差別解消に積極的に取り組む市民を支援する方法として補助・助成制度を設けるべきである。	個別の場面において個々の障害者に対して行われる合理的配慮の提供は、その都度行われるべきものです。合理的配慮の拡大に向けて、好事例の集積等を行い、市民や事業者等への周知を図ってまいります。
	39	○補助・助成の制度を設けてください 合理的配慮の典型的な例として、スロープの設置やなどの『物理的障壁の除去がある。かつて、ひとやさ条例にスロープの設置やトイレ改修に対する助成制度があったが、今はない。差別解消法の関連文書などでも、このような措置について奨励しているところであり、仙台市においても、具体的な差別解消に積極的に取り組む市民を支援する方法として補助・助成制度を設けるべきである。	個別の場面において個々の障害者に対して行われる合理的配慮の提供は、その都度行われるべきものです。合理的配慮の拡大に向けて、好事例の集積等を行い、市民や事業者等への周知を図ってまいります。
	40	○補助・助成の制度を設けてください 合理的配慮の典型的な例として、スロープの設置やなどの『物理的障壁の除去がある。かつて、ひとやさ条例にスロープの設置やトイレ改修に対する助成制度があったが、今はない。差別解消法の関連文書などでも、このような措置について奨励しているところであり、仙台市においても、具体的な差別解消に積極的に取り組む市民を支援する方法として補助・助成制度を設けるべきである。	個別の場面において個々の障害者に対して行われる合理的配慮の提供は、その都度行われるべきものです。合理的配慮の拡大に向けて、好事例の集積等を行い、市民や事業者等への周知を図ってまいります。
	41	○合理的配慮にかかる財政支援について 条例に仙台としての独自色と実効性の担保を持たせるには、合理的配慮にかかる財政的支援が必要かと考えます。例えば、以前社会課であったバリアフリー施設整備への財政的支援を、合理的配慮の提供のための施策として行い、実を伴った民間事業者への支援としてほしいと考えます。	個別の場面において個々の障害者に対して行われる合理的配慮の提供は、その都度行われるべきものです。合理的配慮の拡大に向けて、好事例の集積等を行い、市民や事業者等への周知を図ってまいります。
	42	○補助・助成の制度 合理的配慮の典型的な例として、スロープの設置などの物理的障壁の除去がある。かつて、ひとやさ条例にスロープ設置やトイレ改修に対する助成制度があったが、今はない。差別解消法の関連文書などでも、このような措置について奨励しているところであり、仙台市においても、具体的な差別解消に積極的に取り組む市民を支援する方法として補助・助成制度を設けるべきである。	個別の場面において個々の障害者に対して行われる合理的配慮の提供は、その都度行われるべきものです。合理的配慮の拡大に向けて、好事例の集積等を行い、市民や事業者等への周知を図ってまいります。

項目	no.	寄せられた意見	考え方
差別に関する相談等	43	「条例のあり方」について特別な意見はありませんが、ここから具体的な形にしてい…そのような先のことが大切ではないかと思いません。 障害をもつ方々とその家族の相談、とても簡単なことではないので、じっくりと考えていくところではないかと思えます。	障害のある方や家族からの差別に関する相談にしっかりと対応できるよう、相談員への研修や新たな調整機関の設置など相談体制の充実を図ってまいります。
	44	○条例の実効性について 条例の実効性を担保するための仕組みを明確に規定するべきと考えます。中間案では相談から救済までの仕組みが不十分です。条例を作ることが目的ではなく、有効に活用できる条例でなければせっかく作った条例の意味が半減してしまいます。	相談で調整等が図られない場合は、紛争解決のための調整機関に必要な助言等を求めることができることとしており、調整機関は助言等を行い、場合によっては市長に勧告することを求めること、さらに勧告に従わない時は市長は公表することなど、紛争解決のための実効性を確保できる仕組みを条例に定めています。
	45	○条例の実効性について 条例の実効性を担保するための仕組みを明確に規定するべきと考えます。中間案では相談から救済までの仕組みが不十分です。条例を作ることが目的ではなく、有効に活用できる条例でなければせっかく作った条例の意味が半減してしまいます。	相談で調整等が図られない場合は、紛争解決のための調整機関に必要な助言等を求めることができることとしており、調整機関は助言等を行い、場合によっては市長に勧告することを求めること、さらに勧告に従わない時は市長は公表することなど、紛争解決のための実効性を確保できる仕組みを条例に定めています。
	46	○相談機関…どこで、誰が相談を受けるのか、とても重要だと考えます。今のままでは、その点があいまいのままです。	条例には具体的な相談機関の名称は明記しませんが、相談の窓口や調整の流れ等についてわかりやすく説明したパンフレット等を作成するなど、周知広報に努めます。
	47	○相談機関について、位置づけや組織などを明確に条例で規定してください。 中間案は、相談について「障害者等は、市に対し、差別の相談を行うことができる。」としているが、市のどの機関が相談を受けるのかが不明瞭である。市民にとって「どこと誰」に相談すれば、自身が受けた差別がなくなるのか、解消できるのかを示すことが条例の最重要目的の一つなので、差別が解消される「道筋」を明確に示す必要がある。	条例には具体的な相談機関の名称は明記しませんが、相談の窓口や調整の流れ等についてわかりやすく説明したパンフレット等を作成するなど、周知広報に努めます。
	48	○相談機関について、位置づけや組織などを明確に条例で規定してください。 中間案は、相談について「障害者等は、市に対し、差別の相談を行うことができる。」としているが、市のどの機関が相談を受けるのかが不明瞭である。市民にとって「どこと誰」に相談すれば、自身が受けた差別がなくなるのか、解消できるのかを示すことが条例の最重要目的の一つなので、差別が解消される「道筋」を明確に示す必要がある。	条例には具体的な相談機関の名称は明記しませんが、相談の窓口や調整の流れ等についてわかりやすく説明したパンフレット等を作成するなど、周知広報に努めます。
	49	○相談機関について、位置づけや組織などを明確に条例で規定してください。 中間案は、相談について「障害者等は、市に対し、差別の相談を行うことができる。」としているが、市のどの機関が相談を受けるのかが不明瞭である。市民にとって「どこと誰」に相談すれば、自身が受けた差別がなくなるのか、解消できるのかを示すことが条例の最重要目的の一つなので、差別が解消される「道筋」を明確に示す必要がある。	条例には具体的な相談機関の名称は明記しませんが、相談の窓口や調整の流れ等についてわかりやすく説明したパンフレット等を作成するなど、周知広報に努めます。
	50	○相談機関について、位置づけや組織などを明確に条例で規定してください。 中間案は、相談について「障害者等は、市に対し、差別の相談を行うことができる。」としているが、市のどの機関が相談を受けるのかが不明瞭である。市民にとって「どこと誰」に相談すれば、自身が受けた差別がなくなるのか、解消できるのかを示すことが条例の最重要目的の一つなので、差別が解消される「道筋」を明確に示す必要がある。	条例には具体的な相談機関の名称は明記しませんが、相談の窓口や調整の流れ等についてわかりやすく説明したパンフレット等を作成するなど、周知広報に努めます。

項目	no.	寄せられた意見	考え方
差別に関する相談等	51	○相談機関について、位置づけや組織などを明確に条例で規定してください。 中間案は、相談について「障害者等は、市に対し、差別の相談を行うことができる。」としているが、市のどの機関が相談を受けるのかが不明瞭である。市民にとって「どこと誰」に相談すれば、自身が受けた差別がなくなるのか、解消できるのかを示すことが条例の最重要目的の一つなので、差別が解消される「道筋」を明確に示す必要がある。	条例には具体的な相談機関の名称は明記しませんが、相談の窓口や調整の流れ等についてわかりやすく説明したパンフレット等を作成するなど、周知広報に努めます。
	52	○相談機関について、位置づけや組織などを明確に条例で規定してください。 中間案は、相談について「障害者等は、市に対し、差別の相談を行うことができる。」としているが、市のどの機関が相談を受けるのかが不明瞭である。市民にとって「どこと誰」に相談すれば、自身が受けた差別がなくなるのか、解消できるのかを示すことが条例の最重要目的の一つなので、差別が解消される「道筋」を明確に示す必要がある。	条例には具体的な相談機関の名称は明記しませんが、相談の窓口や調整の流れ等についてわかりやすく説明したパンフレット等を作成するなど、周知広報に努めます。
	53	次に、「調整機関」に関して、調整機関は「あっせん」を行うとしていますが、人によってはどこまでも自分の要求を通そうと無理を言う方もいますので、設置までにその範囲や具体的な内容を定めるようにしないと過度の期待や考えの違いで結局お互いに残念な結果になったりするのではないかと考えられます。 また、全体として、書き方や既定のしかたによっては当事者の過度の期待や既定の拡大解釈などから支援者が追いつめられる結果になることが懸念されます。 支援する側に対する理解の促進も必要な視点と考えます。	調整機関の運用に関することは、別途、内容を定めることとしております。 ご意見を参考に、障害者相談支援事業所や障害福祉サービス事業所をはじめとする支援者への研修に取り組んでまいります。
	54	○調整機関について いわゆる困難事例などを扱う機関で、中間案には機能は表わされているが、位置づけや構成などがまったく示されておらず、どのような機関になるのかが不明瞭である。施行時には整備されなければならないことを考えると、やはり施行自体が時期尚早ではないのかといわざるを得ない。 さらに、調整機関のメンバーは過半数が当事者であるというのは必須である	調整機関については市の附属機関とし、事案の調整にあたっては、障害者の人権に十分配慮しながら、客観性や公平性をもって調整を行うことができる専門性や知見を持つ者を選任することを考えております。
	55	○差別に関する相談等について 「調整機関の設置」について、「障害者差別禁止条例の紛争解決のしくみ」として、仙台市独自の「障害者差別禁止地域協議会」の設置を行うこと。 ①保護：権利侵害や差別行為案件の解決、被害者の救済のため「有効に保護」する「独立した機関」があること ②促進：条例で求められていることを施策等で国内で進めていくこと ③監視：条例で求められていることがきちんと守られているかどうかを監視する「独立した監視機関」があること (理由)紛争解撤機関の独立性を担保し、実効性ある条例としていただきたい。	障害者差別解消法における「障害者差別解消支援地域協議会」は、関係機関等が差別解消のための取り組みを効果的かつ円滑に行うためのネットワークであり、あっせん等を行う調整機関ではありません。 紛争解決については、調整機関が行います。
	56	○救済機関、調整機関について ①仙台市の障がい企画課の中におかれると、中でどういった案件処理がなされているか検証もできない(ブラックボックス化される)ので、絶対独立した機関が必要です。 ②この機関は、立場としては中立でなければならないのは、その通りで理解できるが、私が言っているのは、差別をされた障がい者は傷ついてただでさえ差別体験を言いくいので、エンパワメントと言う意味でも差別された障がい者に寄りそって機関の人はきかなければならないのではないかと考えています。 ③ガイドライン(検討)がなければ、どういった救済ができるのだろうか。できるはずがないと思うので早急につくるべきです。 ④福祉新聞の2015年11月9日(月)発行の記事に「協議会設置の手引き」(詳しくは別添参照)があったが、何で仙台市はアドバイザーの依頼を内閣府にしないのかと思った。救済機関のことを真剣に考えていただきたいです。	①調整機関は申立者と相手方の双方から信頼される必要があり、市の附属機関として設置を検討しています。また、相談の実績については、プライバシーに配慮した形で公表していきたいと考えております。 ②調整機関においては、障害者の人権を踏まえ、障害特性にも十分配慮しながら話を聞くことが重要であると考えております。 ③ガイドラインについては作成する予定です。 ④障害者差別解消法における「障害者差別解消支援地域協議会」は、関係機関等が差別解消のための取り組みを効果的かつ円滑に行うためのネットワークであり、あっせん等を行う調整機関ではありません。

項目	no.	寄せられた意見	考え方
差別に関する相談等	57	<p>○基本的な施策 仙台市の素案では ①「市に対し、差別に関する相談を行うことができること」 ②「市は、相談を受けた場合は、事実確認、調整、助言、情報提供また、必要に応じて、次に規定する助言又はあっせんの申立ての支援を行う。」</p> <p>とあるが、市の職員がすべての相談に応じられるとは考えにくいことや、市が差別案件に直接対応することがふさわしいとは思えないことから、相談員の配置などの相談機関や相談支援体制について、誰がどこで相談を受けるのかを明確に示す必要がある。さらに、アクセスのしやすさも重要である。</p> <p>相談員には、障害者の人権擁護・差別の解消についての研修を受けた、ふさわしい人材を任命すべき。</p> <p>冒頭の事例でも、現在、現地の専従相談員とやりとりをしながら、差別の解消に取り組んでいる。繰り返しになるが、どこに相談をすれば、誰がサポートしてくれるのかが明確にわかることが非常に重要であると実感した。その経験をふまえても対応する窓口と担当者専従で設けることは必須である。協議会において差別の課題は、生活に密着し、生活課題と切り離して扱うことは望ましくないという見解が示されたが、まったく逆で専従の窓口から各生活相談へおりにいく方向性もある。</p> <p>さらに、協議会において諸橋委員から提出された意見で、 『様々な相談が様々な形で、様々な機関や人に寄せられてきた。その解決のほとんどは、その「一次相談窓口」の裁量に委ねられ、「解決（曖昧になることも含め）」されてきた。 差別に関する相談もそうであって、個別的に処理され、本人や相談を受け受けた機関や人が具体的に声を挙げない限り、社会的解決に向かうことはまれである。これは行政や障害者相談支援事業所、法務局、労働局、運営適正化委員会での事例でも言えるのではないかと思う。それぞれに責任・権限の範囲内で実施され、「解決」され、共有されていないことが多いのが実態であると思う。 そうしたことから差別に係る相談支援体制のあり方については、 ①一次 窓口（傾聴と問題の分類化） ②二次 専門的・個別的解決を図る ③総括し、社会的（全市的）解決を図る 相談・解決の仕組みの一環としてあり方を検討されるべきと考えます。』 というものがあつたが、解決の仕組みとして現実的なものである。</p>	<p>障害を理由とする差別の解消を推進する取り組みを円滑に進めるため、関係機関との連携を図ることとし、その中で地域の課題を共有し、差別解消に繋がる仕組みを考えてまいります。 具体的な相談窓口等を周知するとともに、相談を担当する職員のスキルアップを図ってまいります。 いただいたご意見も参考にしながら相談・解決の仕組みを検討してまいります。</p>
	その他	58	<p>○条例の名称について 名称には、障害者差別禁止、もしくは、障害者差別解消等を入れ、条例が何を目指しているのかが明確に分かるようにするべきと考えます。</p>
59		<p>○条例の名称について 名称には、障害者差別禁止、もしくは、障害者差別解消等を入れ、条例が何を目指しているのかが明確に分かるようにするべきと考えます。</p>	<p>条例の名称は、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害の有無により分け隔てられることのない共生社会を実現することが分かるような名称がふさわしいと考えています。</p>
60		<p>○条例の名称について 名称には、障害者差別禁止、もしくは、障害者差別解消等を入れ、条例が何を目指しているのかが明確に分かるようにするべきと考えます。</p>	<p>条例の名称は、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害の有無により分け隔てられることのない共生社会を実現することが分かるような名称がふさわしいと考えています。</p>
61		<p>○条例の名称について 名称は条例の「顔」である。その条例がなにを目的にして、なにをする条例なのかがわかるものであるべきだ。素案には一言も記述がなく、きわめて不十分である。議論されてきた意見をふまえて市としての方向性、考え方を中間案に示さなければならない。</p>	<p>条例の名称は、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害の有無により分け隔てられることのない共生社会を実現することが分かるような名称がふさわしいと考えています。</p>

項目	no.	寄せられた意見	考え方
その他	62	○条例の名称について 名称は条例の「顔」である。その条例がなにを目的にして、なにをする条例なのかがわかるものであるべきだ。素案には一言も記述がなく、きわめて不十分である。議論されてきた意見をふまえて市としての方向性、考え方を中間案に示さなければならない。	条例の名称は、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害の有無により分け隔てられることのない共生社会を実現することが分かるような名称がふさわしいと考えています。
	63	○条例の名称について 名称は条例の「顔」である。その条例がなにを目的にして、なにをする条例なのかがわかるものであるべきだ。素案には一言も記述がなく、きわめて不十分である。議論されてきた意見をふまえて市としての方向性、考え方を中間案に示さなければならない。	条例の名称は、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害の有無により分け隔てられることのない共生社会を実現することが分かるような名称がふさわしいと考えています。
	64	○条例の名称について 名称は条例の「顔」である。その条例がなにを目的にして、なにをする条例なのかがわかるものであるべきだ。素案には一言も記述がなく、きわめて不十分である。議論されてきた意見をふまえて市としての方向性、考え方を中間案に示さなければならない。	条例の名称は、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害の有無により分け隔てられることのない共生社会を実現することが分かるような名称がふさわしいと考えています。
	65	○条例の名称について 名称は条例の「顔」である。その条例がなにを目的にして、なにをする条例なのかがわかるものであるべきだ。素案には一言も記述がなく、きわめて不十分である。議論されてきた意見をふまえて市としての方向性、考え方を中間案に示さなければならない。	条例の名称は、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害の有無により分け隔てられることのない共生社会を実現することが分かるような名称がふさわしいと考えています。
	66	○条例の名称について 名称は条例の「顔」である。その条例がなにを目的にして、なにをする条例なのかがわかるものであるべきだ。素案には一言も記述がなく、きわめて不十分である。議論されてきた意見をふまえて市としての方向性、考え方を中間案に示さなければならない。	条例の名称は、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害の有無により分け隔てられることのない共生社会を実現することが分かるような名称がふさわしいと考えています。
	67	○条例の名称について 協議会において、名称についての考え方、案は示されたが、未だ名称案は未だ決定しておらず、あまりにも不十分である。条例の目的は、障害者差別をなくすことなので、名称には「障害者差別をなくす(差別禁止)」という言葉がはっきりと書かれるべき。また、「共生社会」あるいは「共に」という言葉で、みんなで取り組むということを示すことが望ましい。	条例の名称は、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害の有無により分け隔てられることのない共生社会を実現することが分かるような名称がふさわしいと考えています。
	68	○条例の名称について 名称を「仙台市障害を理由とする差別を禁止し、誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめる条例」とする。この点に関する「論点説明」が「中間案」の中に盛り込まれていません。既に条例名称が決まっているかのような誤解を生まないために、きちんと議論できるように「論点説明文」を書き加えて下さい。 (理由) 名称には、障害者差別禁止という明確な目標を明示する文言を入れ、条例が何を目指しているのかが誰にでも端的に、分かるようにすべきです。	条例の名称は、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害の有無により分け隔てられることのない共生社会を実現することが分かるような名称がふさわしいと考えています。
	69	○「障害」の表記について 障害当事者にとっても、様々な意見があるところです。推進協議会でもいくつかの意見が出されています。どの表現をとっても、どこからか異論はでると思います。 条例としてどれかの表現を選択することになりますが、なぜ、その表現を使うことになったのか、その理由を文章にて説明する必要があります。	障害の表記についてはさまざまな意見があり、統一することは困難なことから、法と同じ表記にしました。

項目	no.	寄せられた意見	考え方
その他	70	○「障害」の表記について 障害当事者にとっても、様々な意見があるところです。推進協議会でもいくつかの意見が出されています。どの表現をとっても、どこからか異論はでると思います。 条例としてどれかの表現を選択することになりますが、なぜ、その表現を使うことになったのか、その理由を文章にて説明する必要がありますと考えます。	障害の表記についてはさまざまな意見があり、統一することは困難なことから、法と同じ表記にしました。
	71	○「障害」の表記について 障害当事者にとっても、密接で様々な意見があるテーマであるため、仙台市としての考え方を示すべきだ。施策推進協議会での議論を見ても、方向性・合意を得たとは考えにくい。根強くある「害」への抵抗感などに対してどのように考えるのか、などは重要な論点である。	障害の表記についてはさまざまな意見があり、統一することは困難なことから、法と同じ表記にしました。
	72	○「障害」の表記について 障害当事者にとっても、様々な意見があり、各自治体の条例でも表記が分かれています。推進協議会でもいくつかの意見が出されています。いずれの表記となるにせよ、その表記に至った理由が理解できるように文章化してください。	障害の表記についてはさまざまな意見があり、統一することは困難なことから、法と同じ表記にしました。
	73	○「障害」の表記について 障害当事者にとっても、密接で様々な意見があるテーマであるため、仙台市としての考え方を示すべきだ。施策推進協議会での議論を見ても、方向性・合意を得たとは考えにくい。根強くある「害」への抵抗感などに対してどのように考えるのか、などは重要な論点である。	障害の表記についてはさまざまな意見があり、統一することは困難なことから、法と同じ表記にしました。
	74	○「障害」の表記について 障害当事者にとっても、密接で様々な意見があるテーマであるため、仙台市としての考え方を示すべきだ。施策推進協議会での議論を見ても、方向性・合意を得たとは考えにくい。根強くある「害」への抵抗感などに対してどのように考えるのか、などは重要な論点である。	障害の表記についてはさまざまな意見があり、統一することは困難なことから、法と同じ表記にしました。
	75	○「障害」の表記について 障害当事者にとっても、密接で様々な意見があるテーマであるため、仙台市としての考え方を示すべきだ。施策推進協議会での議論を見ても、方向性・合意を得たとは考えにくい。根強くある「害」への抵抗感などに対してどのように考えるのか、などは重要な論点である。	障害の表記についてはさまざまな意見があり、統一することは困難なことから、法と同じ表記にしました。
	76	○「障害」の表記について 障害当事者にとっても、密接で様々な意見があるテーマであるため、仙台市としての考え方を示すべきだ。施策推進協議会での議論を見ても、方向性・合意を得たとは考えにくい。根強くある「害」への抵抗感などに対してどのように考えるのか、などは重要な論点である。	障害の表記についてはさまざまな意見があり、統一することは困難なことから、法と同じ表記にしました。
	77	○「障害」の表記について 障害当事者にとっても、密接で様々な意見があるテーマであるため、仙台市としての考え方を示すべきだ。施策推進協議会での議論を見ても、方向性・合意を得たとは考えにくい。根強くある「害」への抵抗感などに対してどのように考えるのか、などは重要な論点である。	障害の表記についてはさまざまな意見があり、統一することは困難なことから、法と同じ表記にしました。
	78	○「障害」の表記について 障害当事者にとっても、密接で様々な意見があるテーマであるため、仙台市としての考え方を示すべきだ。施策推進協議会での議論を見ても、方向性・合意を得たとは考えにくい。根強い「害」への抵抗感などに対してどのように考えるのか、などは重要な論点である。	障害の表記についてはさまざまな意見があり、統一することは困難なことから、法と同じ表記にしました。

項目	no.	寄せられた意見	考え方
その他	79	○「障害」の表記について 障害当事者にとっても、様々な意見があるところです。推進協議会でもいくつかの意見が出されています。どの表現をとっても、どこからか異論はでると思います。 条例としてどれかの表現を選択することになりますが、なぜ、その表現を使うことになったのか、その理由を文章にて説明する必要がありますと考えます。	障害の表記についてはさまざまな意見があり、統一することは困難なことから、法と同じ表記にしました。
	80	一度だけですが、ココロンカフェに参加しました。 とても貴重な経験でココロンカフェでの生の声が発せられることを望みます。 条例の名称については、何を目的としているか分かるものを採用してほしいです。又、日々気になる「障害」の「害」の表記についても、しっかり論じて仙台市の考え方を示して下さい。 今後、制定して終わりではなく見直し、修正し、常によりよい条例になっていくことを願います。	障害を理由とする差別の解消を推進し、障害の有無により分け隔てられることのない共生社会を実現することが分かるような名称にしていきたいと考えています。 障害の表記についてはさまざまな意見があり、統一することは困難なことから、法と同じ表記にしました。
	81	○見直し規定について これまでの推進協議会の議論をみると十分に議論が尽くされているとは思えません。施行された後もよりよい条例にする努力が必要です。施行された後の状況を見て、見直しをかける規定は入れるべきと考えます。	条例は、社会情勢の変化など、必要に応じ、改正等を行っていくこととなりますので、見直し規定を設ける必要はないと考えています。
	82	○見直し規定について これまでの推進協議会の議論をみると十分に議論が尽くされているとは思えません。施行された後もよりよい条例にする努力が必要です。施行された後の状況を見て、見直しをかける規定は入れるべきと考えます。	条例は、社会情勢の変化など、必要に応じ、改正等を行っていくこととなりますので、見直し規定を設ける必要はないと考えています。
	83	○「3年後の見直し」の条文を絶対入れて！ まだまだ内容に不十分な所があるにもかかわらず、2016年4月1日施行に執行部がこだわるのであれば、見直し条項は絶対入れるべきです。 これを入れないと私は納得できません。	条例は、社会情勢の変化など、必要に応じ、改正等を行っていくこととなりますので、見直し規定を設ける必要はないと考えています。
	84	○「改正」を行う場合に必要となる規約を条例の中に盛り込むことについて。 将来、改正が必要になった場合、そのことに関する規約が必要になると思いますので、その日のために条例に盛り込んでおくことをご検討いただければと思います。	条例は、社会情勢の変化など、必要に応じ、改正等を行っていくこととなりますので、見直し規定を設ける必要はないと考えています。
	85	○見直し規定について これまでの推進協議会の議論をみると十分に議論が尽くされているとは思えません。施行された後もよりよい条例にする努力が必要です。施行された後の状況を見て、見直しをかける規定は入れるべきと考えます。	条例は、社会情勢の変化など、必要に応じ、改正等を行っていくこととなりますので、見直し規定を設ける必要はないと考えています。
	86	○条例に見直し規定を設けてください 実施した施策は必ず評価し、修正し、ブラッシュアップしていかなければならない。法律の見直しも目的は同様である。 この条例においても障害者の権利擁護や差別禁止など、これまで以上に革新的な考え方を盛り込むこととなる。そうしたときに状況を把握すること、状況に対応すること、対応するためには、仕組みを変えていくことが必要である。つまり、PDCAサイクルに言うところのPlan(計画:条約の施行)→Do(実行:相談・啓発)→Check(評価:モニタリング)→Act(改善:見直し)である。「差別がある現状」を変えていくためには、不可欠なことである。	条例は、社会情勢の変化など、必要に応じ、改正等を行っていくこととなりますので、見直し規定を設ける必要はないと考えています。 なお、条例制定後の差別解消の取り組みの進捗状況等については、障害者施策推進協議会でモニタリングを行うこととしています。

項目	no.	寄せられた意見	考え方
その他	87	<p>○条例に見直し規定を設けてください 実施した施策は必ず評価し、修正し、ブラッシュアップしていかねばならない。法律の見直しも目的は同様である。 この条例においても障害者の権利擁護や差別禁止など、これまで以上に革新的な考え方を盛り込むこととなる。そうしたときに状況を把握すること、状況に対応すること、対応するためには、仕組みを変えていくことが必要である。つまり、PDCAサイクルに言うところのPlan(計画:条約の施行)→Do(実行:相談・啓発)→Check(評価:モニタリング)→Act(改善:見直し)である。「差別がある現状」を変えていくためには、不可欠なことである。</p>	<p>条例は、社会情勢の変化など、必要に応じ、改正等を行っていくこととなりますので、見直し規定を設ける必要はないと考えています。 なお、条例制定後の差別解消の取り組みの進捗状況等については、障害者施策推進協議会でモニタリングを行うこととしています。</p>
	88	<p>○条例に見直し規定を設けてください 実施した施策は必ず評価し、修正し、ブラッシュアップしていかねばならない。法律の見直しも目的は同様である。 この条例においても障害者の権利擁護や差別禁止など、これまで以上に革新的な考え方を盛り込むこととなる。そうしたときに状況を把握すること、状況に対応すること、対応するためには、仕組みを変えていくことが必要である。つまり、PDCAサイクルに言うところのPlan(計画:条約の施行)→Do(実行:相談・啓発)→Check(評価:モニタリング)→Act(改善:見直し)である。「差別がある現状」を変えていくためには、不可欠なことである。</p>	<p>条例は、社会情勢の変化など、必要に応じ、改正等を行っていくこととなりますので、見直し規定を設ける必要はないと考えています。 なお、条例制定後の差別解消の取り組みの進捗状況等については、障害者施策推進協議会でモニタリングを行うこととしています。</p>
	89	<p>○条例に見直し規定を設けてください 実施した施策は必ず評価し、修正し、ブラッシュアップしていかねばならない。法律の見直しも目的は同様である。 この条例においても障害者の権利擁護や差別禁止など、これまで以上に革新的な考え方を盛り込むこととなる。そうしたときに状況を把握すること、状況に対応すること、対応するためには、仕組みを変えていくことが必要である。つまり、PDCAサイクルに言うところのPlan(計画:条約の施行)→Do(実行:相談・啓発)→Check(評価:モニタリング)→Act(改善:見直し)である。「差別がある現状」を変えていくためには、不可欠なことである。</p>	<p>条例は、社会情勢の変化など、必要に応じ、改正等を行っていくこととなりますので、見直し規定を設ける必要はないと考えています。 なお、条例制定後の差別解消の取り組みの進捗状況等については、障害者施策推進協議会でモニタリングを行うこととしています。</p>
	90	<p>○条例に見直し規定を設けてください 実施した施策は必ず評価し、修正し、ブラッシュアップしていかねばならない。法律の見直しも目的は同様である。 この条例においても障害者の権利擁護や差別禁止など、これまで以上に革新的な考え方を盛り込むこととなる。そうしたときに状況を把握すること、状況に対応すること、対応するためには、仕組みを変えていくことが必要である。つまり、PDCAサイクルに言うところのPlan(計画:条約の施行)→Do(実行:相談・啓発)→Check(評価:モニタリング)→Act(改善:見直し)である。「差別がある現状」を変えていくためには、不可欠なことである。</p>	<p>条例は、社会情勢の変化など、必要に応じ、改正等を行っていくこととなりますので、見直し規定を設ける必要はないと考えています。 なお、条例制定後の差別解消の取り組みの進捗状況等については、障害者施策推進協議会でモニタリングを行うこととしています。</p>
	91	<p>○条例に見直し規定を設けてください 実施した施策は必ず評価し、修正し、ブラッシュアップしていかねばならない。法律の見直しも目的は同様である。 この条例においても障害者の権利擁護や差別禁止など、これまで以上に革新的な考え方を盛り込むこととなる。そうしたときに状況を把握すること、状況に対応すること、対応するためには、仕組みを変えていくことが必要である。つまり、PDCAサイクルに言うところのPlan(計画:条約の施行)→Do(実行:相談・啓発)→Check(評価:モニタリング)→Act(改善:見直し)である。「差別がある現状」を変えていくためには、不可欠なことである。</p>	<p>条例は、社会情勢の変化など、必要に応じ、改正等を行っていくこととなりますので、見直し規定を設ける必要はないと考えています。 なお、条例制定後の差別解消の取り組みの進捗状況等については、障害者施策推進協議会でモニタリングを行うこととしています。</p>
	92	<p>○条例に見直し規定 実施した施策は必ず評価し、修正し、ブラッシュアップしていかねばならない。法律の見直しも目的は同様である。 この条例においても障害者の権利擁護や差別禁止など、これまで以上に革新的な考え方を盛り込むこととなる。そうしたときに状況を把握すること、状況に対応すること、対応するためには、仕組みを変えていくことが必要である。つまり、PDCAサイクルに言うところのPlan(計画:条約の施行)→Do(実行:相談・啓発)→Check(評価:モニタリング)→Act(改善:見直し)である。「差別がある現状」を変えていくために不可欠なことである。 協議会でも、見直し規定を設けるべき、という意見が複数上がった。今後作成される答申案に明記すべき。</p>	<p>条例は、社会情勢の変化など、必要に応じ、改正等を行っていくこととなりますので、見直し規定を設ける必要はないと考えています。 なお、条例制定後の差別解消の取り組みの進捗状況等については、障害者施策推進協議会でモニタリングを行うこととしています。</p>

項目	no.	寄せられた意見	考え方
その他	93	<p>○見直し規定について 施行後、3年を目途にこの条例の見直しを行うことを明文化する。 (理由) これまでの推進協議会の議論では、「見直しをしてほしい」という意見が複数以上の委員から指摘されるところであり、十分に議論を尽くすことが必要です。介護保険法でも5年目ごとに見直しを行っていますから、施行された後もよりよい条例にする努力が必要です。施行された後の状況を見て、見直しをかける規定を市民に約束して、より良い条例へと高めるべきです。 「私たちを抜きに、私たちのことを決めないで」という当事者の人びとの主張に、真摯に向き合いきちんとその意見や主張が、将来においても盛り込まれる余地があるという姿勢意を示す仙台市の障害者差別禁止条例であって欲しいと思います。</p>	<p>条例は、社会情勢の変化など、必要に応じ、改正等を行っていくこととなりますので、見直し規定を設ける必要はないと考えています。 なお、条例制定後の差別解消の取り組みの進捗状況等については、障害者施策推進協議会でモニタリングを行うこととしています。</p>
	94	<p>○条例実施後一定期間をおいての検証する旨を明記することについて。 今回この条例作りは、関係者の多大な努力によって作り上げられることとなりますが、時間的に十分余裕があったわけではなく、十分な吟味ができなかった面もあると思います。それ故、最も重視されなければならない障害者本人の方々の希望や考えが十分反映されたものとはならない部分も出てくるかと思えます。 本条例を更に良いものにするためにも、実施後一定期間をおいて条例を施行してみでの実施状況を点検する旨を条例に明記してほしいと思います。</p>	<p>条例は、社会情勢の変化など、必要に応じ、改正等を行っていくこととなりますので、見直し規定を設ける必要はないと考えています。 なお、条例制定後の差別解消の取り組みの進捗状況等については、障害者施策推進協議会でモニタリングを行うこととしています。</p>
	95	<p>○プライバシーの配慮に関して 障害やセクシュアリティ等の性質によって、当事者の自己開示が困難な場合が多くあり、このこと自体が差別の現状を示しています。 自己開示が難しい場合には、より環境改善のような取り組みが重要になります。 積極的な啓発が必要で、特に言及しておく必要があります。 ある程度の自己開示をしている場合にも、個別の介入にあたって、個人の意向が最大限配慮されることが不可欠です。 差別の解消を謳うのであれば、こうしたプライバシー保護に関する部分への特段の配慮が条文化されて然るべきです。</p>	<p>意見交換会やココロン・カフェなどにおいて、障害のある方が自ら配慮が必要なことを発信していくことが大切であるという意見が多く出された一方、障害を知られなくなったり必要な配慮を伝えられない方についても見落としてはならないという意見も出されていたところです。 こうしたこともふまえながら、本市の個人情報保護条例によりプライバシー保護に適切に対応してまいります。</p>
	96	<p>○障害者が歩けば差別に当たる 「犬も歩けば棒に当たる」をもじって「障害者が歩けば差別に当たる」という言葉がある。いかに日常的に障害者差別が起こっているか皮肉を込めて表したものだ。 わたしは電動車いすユーザーだが、この言葉に強く同意する。現に旅行中だった11月8日に、飲食店で露骨な入店拒否に遭い、入店が叶わなかった。いわゆる差別禁止条例が制定されているので、システムを活用して改善を求めている最中だ。 来年4月以降の仙台市の姿かもしれない。きわめて腹立たしいが、たいへん貴重な経験となっている。</p>	<p>障害を理由とした差別事例については、相談等に基づき、解決に向け取り組んでまいります。 条例制定後も、施策を着実に推進しながら、市民・事業者の理解を深めてまいります。</p>
	97	<p>○中間案の基本的方向性 中間案は骨子であり、スリムにまとまっている印象も受けるが、抽象的で、どういう仕組み、考え方を市民に発信するのが伝わってこない。「条例の設計図」であるので、こういった形で組み上がるのかイメージできるものが望ましい。障害者権利条約や差別解消法に比べて、不十分な点も多い。後発の条例は、この二つの規範の精神および先行条例の良い点をふまえた内容でなければならない。 中間報告案も中間案も、「障害の理解」に重点が置かれがちだが、差別をなくすうえで、障害の特性や認知度と同じように重要なことは「機会の均等」と「結果の平等」をいかに確保するかにある。障害の認知度はこれらに多分な影響を及ぼす要素であるが、とらわれしまうと差別の本質は見えない。理解がなくても(偏見があっても)差別をしてはいけないということだ。 「障害(者)を理解する」と言うが、私は3つの意味があると思っている。 ①障害があることを特別なことだと捉えずに、そのままのありようを認め、拒絶しない。 ②障害による違い(症状、行動など)を知り、それを認め、拒絶しない。 ③障害の有無によらず、同じ権利が行使できればならないことを認め、推進する。 このうち、特に差別の議論で強調しなければならないものは、3つ目の“同じ権利を行使できるべき存在”としての障害者である。</p>	<p>条例は、障害を理由とする差別をなくし、共生社会を実現するための理念や基本的な施策を定め、市民にわかりやすく、お示しするものと考えます。 差別をなくすためには、市民の障害理解を進める取り組みが不可欠であり、相談の仕組みなどの施策と合わせ、推進することが必要と考えます。</p>

項目	no.	寄せられた意見	考え方
その他	98	<p>○中間案の内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害に対する差別・偏見をなくし、障害のある人もない人も、共に安心して暮らすことのできる社会の実現を目指すという、そのコンセプトは非常に大事で、まさに条例の基本理念に据えるべきものだと思う。 ・このコンセプトを実現するためのキーポイントは、障害に対する理解をいかにして、できるだけ自然な形で市民に浸透させていくかにあると思う。 ・互いの不信感や偏見を払しょくするのは簡単にはできないことだと思うが、今回、この条例を作る過程で開かれてきた「ココロ・カフェ」は、障害のある人・ない人が、直接思っていることを話し合える貴重な機会であったと思うし、これを単発に終わらせずに継続的に開いてきた、行政の取組みは非常に評価に値すると思う。 	<p>障害者差別の解消は、障害理解の促進と合わせ、相互理解のための対話を進めながら、行われることが必要と考えており、ご意見も参考にしながら取り組んでまいります。</p>
	99	<p>○条例の施行について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスコミ報道等によれば、条例の内容について議論が十分ではないとか、障害当事者の意見がしっかり反映されていないといった意見もあるようだが、この中間案の内容は、市民に常識的に受け入れられる内容だと思う。 ・内容の吟味もさることながら、もっとも重要なことは、この条例の考え方を早く実行に移し、市民の中に、より日常的なレベルで、障害理解を浸透させていくために、どのような人を巻き込んで、どんな手法を用いてやっていくかといった、実践論こそを議論するべきである。 ・その意味でも速やかな条例の施行を望むものです。 <p>□</p>	<p>条例施行は障害者差別解消の取り組みのスタートであると考えており、条例に基づく具体的な施策を着実に進められるよう努めてまいります。</p>
	100	<p>条例が制定されることによって、具体的な改善すべき事象が何になるのか、現状において日常での改善点が明確に見えるような条例であって欲しい。</p> <p>全体の中で障害者は少数であり、多数の健常者には、とかく無関心な条例となりがちと思う。</p> <p>具体的な改善が見られることで条例の理解・浸透が進むと思う。</p>	<p>基本理念のもと、障害を理由とする差別の解消をすすめるための施策を着実に進めることで、市民の理解や関心を高めていけるよう、ご意見も参考にしながら取り組んでまいります。</p>
	101	<p>中間案は良いと思います。</p> <p>障害者の目線で、又市民の方々にも理解して頂ける様に、できるだけ難しい法律用語は分かりやすい言葉で書いて頂きたいと思えます。当事者、市民が理解できないと、それが差別の原因になると思うのと、情報格差をなくす事を配慮して頂ければと思います。</p> <p>後は、育てて行く事が大事だと思います。</p>	<p>市民にわかりやすい表現にできるよう努めてまいります。</p>
	102	<p>平成25年に成立した障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について触れられていませんが、市民、事業者等が守らなければならないこの関連法規を何らかの形で条例で触れると一体的な理解・取り組みの推進に寄与すると思えます。</p> <p>関係者の方々が法律成立前に条例を作りたいとおっしゃっていたように記憶しており、そうするとあまりそうしたくないのかもしれませんが、上手に触れることで条例の規定内容が補強されるメリットの方が大きくなるのではないかと考えます。</p>	<p>条例に関係する法令の周知に努め、障害を理由とする差別の解消の推進を図ってまいります。</p>
	103	<p>○ Nothing About Us Without Us (私たちのことを、私たち抜きに決めないで)について</p> <p>デビッド・ワーナー氏のこの言葉は、障害者差別問題を考える時、健常者たちは常に原点として押さえておく必要があると思えます。</p> <p>この考え方はもはや世界のコンセンサスになっているわけで、条例作成にあたって、この視点を常に堅持してほしいと思えます。</p>	<p>ご意見を参考に検討してまいります。</p>

項目	no.	寄せられた意見	考え方
その他	104	<p>障害者であれ、健常者であれ、現代社会の中で、その人権を尊重されない場合があることは、不幸なことです。すべての人の人権が尊重され、障害者と健常者が、お互いの問題を理解し合える素地を創ることは、大変に必要なことです。家族が高齢になって、手術の結果、障害者となった時に、様々な援助をいただいた時には、大変感謝いたしました。その時、障害者が手厚く保護されていることを知りました。今回の条例では、障害者を区別することによって、条例制定そのものが、人の差別化をしていることにならないのかどうか、心配しています。条例は必要ないと思います。セクハラなど様々な不幸な事件が多発している現代、相手が精神障害者であるがゆえに、健常者が保護されず、逃げるしかない事例を、これまでにいろいろ見聞きました。このような事例において、障害者だけが保護されている理不尽な事例を、見聞きしていません。条例がなければ、行政が動けないというものではありません。障害者が抱える問題を解決するための、仲裁機関、問題解決機関が設置されることは、必要なことと思われれます。不動産などの問題も、行政がその人物を保証するのであれば、民間の事業者も安心して、関わりを持てることと思います。条例制定以外の部分で、行政の関与が必要とされていると思います。条例制定は、行政の自己満足に過ぎないと言ったら、言い過ぎだとは思いますが、百害あって一利なしだと思います。人はあまねく差別されてならないものであり、障害だけが差別の原因ではありません。</p>	<p>本市では、障害のある人が、自らの機能障害に加え、周囲の無理解などにより、生活上の困難を抱えている状況にあることを踏まえ、障害の有無に関わらず、誰もが安心して地域生活を送ることができるよう条例を制定し、障害を理由とする差別の解消を推進してまいりたいと考えております。</p>
	105	<p>自閉症児(男子・4才)の祖母です。保育所に入ってます。やっと入れた保育所です。職員の方々はいっしょけんめいめんどうを見てくれます。嫁は1才の2番目の子をつれて、家を出てしまいました。4歳の子供がいたのでは仕事できません。1か月も仕事を休みました。さいわいくびにはなりませんでしたが、朝7時に保育所にあづけて夕方7時までむかえに行く生活です。育児院にあづかってくれるようにたのんでも仙台市はなんにもしてくれません。27年10/13(火)ココロン・カフェに参加しました。障害を理由とする差別の解消なんて夢じゃないですか。</p>	<p>障害の有無に関わらず誰もが地域で安心して暮らしていけるよう障害を理由とする差別の解消の推進に努めてまいります。</p>
	106	<p>障害者の一人としてせんだいメディアテークのコロンカフェにきて、安心しました。私はおかしくない。間違っていないと思った。</p>	<p>障害の有無に関わらず誰もが地域で安心して暮らしていけるよう障害を理由とする差別の解消の推進に努めてまいります。</p>
	107	<p>健常者社会はハンディを持った方に対しては何かと「生きにくさ」「生きづらさ」があります。「健常者側が、ハンディを持った方を、ハンディというものを正しく理解していない」点に全ての問題(様々な問題)が起きている、起きてしまっていると私は考えております。それぞれに視点を持つ事が大切です。健常者側は、自分が他者に対して「与えた事」を自分に置きかえて「考え」そして「気づき」そして「行動」していただきたいと思います。Ex(自分が同じ様な事をされたら、どうかなあ)とか(自分は知らないうちに、他者に、こんな負荷をかけていた(与えていた)んだなあ)とか。</p>	<p>ご意見を参考にしながら、市民等に対する障害理解の促進について、今後とも努めてまいります。</p>
	108	<p>○その他 ・説明会を開催するお知らせが市政だよりには掲載されず、多くの市民がわからないままにパブリックコメントを募集している。(ネットでお知らせしていることは理由にならない) ・中間案の内容は、説明を聞かなければわかりにくい内容になっている。</p>	<p>市民説明会については、ホームページでの周知に加え、市政だより11月1日号でお知らせいたしております。</p>
109	<p>最後に、説明会の参加者が少なく、あまり市民に知られていない可能性があります。障害への理解は一般の方にはなかなか広まりにくく、かつデリケートな事柄です。これまで丁寧に議論を重ねてこられたことに敬意をもちつつ、引き続き丁寧に議論を重ねていただければありがたいと思います。</p>	<p>今後も市民・事業者の障害理解を深めていけるよう、参画の手法も検討しながら、議論を深めてまいりたいと考えております。</p>	

項目	no.	寄せられた意見	考え方
	110	<p>○ 十分な意見聴取や議論が尽くされているか？ 私は、HIVやセクシュアリティに関する活動を行っていて、障害者担当課へも提言を行ったことがあります。 内部障害にHIV感染症による障害が規定されていること、性的マイノリティに対する配慮が必要なこと、これらについて、意見聴取を行ったり議論をしたりしたのでしょうか？ 他にも新たに分かったことや見過ごされやすい「障害」に関して特有な配慮が必要なこと、その配慮が全体の枠組みに関わってくる ことがあります。 こうした積み残した部分に関しても配慮ができる、今後にわたり見直しができるようメディアなどの協力も得て、十分な策定過程を踏む必要があります。</p>	<p>これまで各障害者団体等を通して、多くの障害のある方と意見交換等を行うとともに、こうしたパブリック・コメントにより様々なご意見を伺っているところです。 なお、障害者保健福祉施策についてのご意見は、随時お受けしております。</p>
その他	111	<p>○ 仙台市障害者施策推進協議会のあり方について（I） 推進協議会の委員は、当初20名でした。途中で「臨時委員」（「正式委員」と区別するやり方も「不均等待遇」です。）12名が選出されました。仙台市が指名するのではなく、今後は「公募」で委員を選出していただきたい。そして、推進協議会の他に「障害者差別をなくす研究会」「障害者差別を考える100人委員会」さらに、仙台市役所各課の横断的「プロジェクトチーム」を、高齢企画課・教育委員会・警察など20数課を貫いて構築していただきたい。 （理由） 「障害者条例を必要としているあなたへ～たったひとつから全国のまちへ～」(千葉県障害者条例情報発信プロジェクトチーム編集2009年ぎょうせい発行) 「条例のある街―障害のある人もない人も暮らしやすい時代に」野沢和弘(毎日新聞社会部副部長)2007年ぶどう社</p> <p>● 2006年10月11日千葉県9月議会で「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が可決成立。 成立までの経過 ・2004年9月差別事例の募集769件(福祉37件、労働73件、教育213件、不動産取得利用25件、建物交通アクセス38件、サービス提供77件、医療86件、呼称11件)・11月障害者差別をなくすための研究会(委員の公募29名。座長野沢和弘毎日新聞社会部副部長)2005年1月発足12月まで延べ20回開催。・県庁内プロジェクトチーム(関係各課の実務担当者、教育委員会、県警本部含め24課。差別事例800件検討・分析5月まで。作業部会の委員がオブザーバー参加)・タウンミーティングの開催・12月条例案完成・2006年2月議会に条例案提案「更に関係者の意見を聞く必要がある」との理由で継続審議。・6月議会で一旦条例案を撤回。「条例の成立を願う会」結成、県内20ヶ所を超える地域で勉強会開催。・7月常任委員会協議会への傍聴者100人・9月議会に新たな条例案を提案し成立。3回の議会を経る事はかつて無かったこと。</p> <p>● 白紙の段階から議論する作業部会(2003年8月第三次千葉県障害者計画策定部会)と、県民自身が企画・実施する「民」主導の第三次千葉県障害者計画の策定をテーマにしたタウンミーティングの実行委員会(障害当事者とその家族・支援者・地域のボランティア・地元の高校生)―2003年5月27日旭市旭中央病院講堂600人参加。2004年2月計画の骨子案をプレス発表。1年間に県内10ヶ所参加者1万人。2005年2月20日市川市和洋女子大学～2006年2月迄に32回。2005年7月30日千葉市淑徳大学200人。P48</p> <p>● タウンミーティングを通じ、地域のネットワークと、千葉県の障害者運動に質的な変化が生じた。「制度に答えを求めるとはなく、制度がなければ自分たちで作ろう」に運動が変わって行った。障害種別を越えた当事者関係者家族が行政と一体になることを可能にし、条例制定に向け大きな推進力になった。P23 (次ページに続く)</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

項目	no.	寄せられた意見	考え方
その他	111	<p>(前ページ続き)</p> <p>●研究会の議論から生まれた条例の基本理念—差別はなぜ生まれるのか 憎悪や悪意にとって意図的に心ない暴言や虐待の事例は必ずしも多くはなく、大半は障害のある人あるいは障害そのものへの理解がないこと、誤解や偏見により無意識に行われている。相互扶助機能の後退と、障害のない人を標準に作られた日本社会のあり方が経済成長優先の効率化社会へと変化し、障害のある人への配慮が必ずしも十分反映されずに、支援制度も施設支援中心の施策が続き、教育制度も場を分けた支援教育がすすめられ、社会からの距離を遠くし障害者差別への理解と根絶を後回しにしてきた要因となっている。 P41</p> <p>—どうしたら差別はなくせるのか 障害のある人と小さな頃から同じ生活体験をする機会がない人があまりにも多いため、社会全体に「障害者も同じ社会の仲間」という感性が育ちにくく、外見や理解が困難な言動からコミュニケーションを避けたり、「かわいそう」「保護すべき対象」という固定観念に縛られてしまうように思われる。保護的な障害者観は、時として、障害のあるひとの自立と社会参加を妨げてしまう。また、障害のある人の感じる差別と「障害のない人が考えている差別」との間には、大きな「意識の差」が存在している。 p43</p> <p>差別を解消するためには、この「意識の差」を埋めていくこと。その前提として「差別とは何か」を明らかにしておく必要がある。p45 すべての県民のための条例にp47</p> <p>●障害者条例の位置づけ 政策の枠組みを定めるだけでなく、実際に起きた差別事例案を解決する手続きを定めているところに特徴がある。刑罰法規や損害賠償の制度によるのではなく、裁判外のあっせんや勧告によって問題を解決していこうとするものです。お互いの思い込みを一旦取り除いて、差別したとされる側と差別されたと主張する側の相互理解と歩み寄りによって、問題を根本から解決していこうとしています。また紛争処理だけではなく、①差別の定義に不利益取扱いだけでなく合理的な配慮に基づく措置の欠如を追加 ②不利益取扱いの態様を類型化 ③障害のある人に対する差別を禁止する条項を設定 ④各分野ごとに差別の状況やその解決に向けた取組みを検討する分野別会議を設置 障害者差別をなくしていくための手段を、様々な角度から導入していることも大きな特徴です。p81</p> <p>●条例の概要①基本理念・差別の定義②差別を解消するための3つの仕組み・地域相談員650人、広域専門指導員16名、調整委員会・推進会議・表彰と情報提供 p89</p> <p>●条例の論点 ①条例の名称「障害」「差別」 ②「障害」の定義 ③「差別」の定義 ④不利益取扱い 福祉、医療、商品・サービス、雇用、教育、建物・公共交通機関、不動産取引、情報の提供、差別の禁止と適用除外、罰則の取扱い、中立・公正の確保 p96</p> <p>●施行後の状況 ①個別事案の相談活動の状況・相談活動の実施体制・個別事案解決の流れ・見えてきた課題—条例施行後1年間に寄せられた相談370件に対し延べ3858回地域相談員広域専門相談員が相談実施。●見えてきた課題①第三者による合意形成の有効性。②相談活動の課題—虐待防止法。③今後に向けて。p146</p> <p>●障がいのある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくりを幅広い県民運動へ・推進会議—協議課題「5つの分野別会議—①福祉・医療・情報、②商品・サービス、③雇用、④教育、⑤建物・交通・不動産」 p162・条例を地域で活かす・成熟した市民社会への挑戦 野沢和弘 p180</p>	

項目	no.	寄せられた意見	考え方
その他	112	<p>○仙台市障害者施策推進協議会のあり方について(Ⅱ) コロンカフェを今後とも継続すること。推進協議会の委員が、コロンカフェに相当人数(従来の3~4名ではなく)の委員が出席して、当事者の人ひとと日常の如く会話すること、その中身を政策に反映すること。この姿こそ、「市民協働の政策づくり」です。なにも、「3年後に見直すには、条例制定後相当期間を経て、アンケート集計で長期のニーズ把握を行う必要がある」(仙台市法務担当官:推進協議会での答弁)という手続きは不要です。</p> <p>(理由) 「心の問題から社会のルールへ」東俊裕JIL(全国自立生活センター協議会)人権委員会委員長、弁護士 ・誰も「差別は悪いこと」だとは頭の中では理解している。しかし、内心では「触れたがらない」「自己防衛本能的な発想に陥り」自分が非難される立場にいることから逃れようとする。 ・差別を受けている側は、そのような「自己防衛的態度」には敏感で、相手側の欺瞞を暴こうとする。批判にさらされる側がその追求をストンと納得できない場合、「批判を受けなくて済むにはどうしたらいいか」「問題を起こさなくて済むような技術や表現や態度を会得する」ことにことさら神経をとがらせる。 ・差別を語るときに、必ず出てくるのは「心の問題」である。「差別のない心」とか「思いやりを大切にしましょう」とか、いかにも市役所の壁に貼ってあるような標語が思い出される。 ・しかし、何が差別なのかはっきりと社会的にも認知されている事例は別として、差別を受ける側が考える差別と多くの人々が考える「差別には大きな隔たり」がある。障害のある人にとって差別と感ずることが、障害のない人にとって差別と感じていないことは山ほどある。この「大きな隔たり」が一般社会人の「差別に対する無知や無関心を生む。」差別を受ける側としては、無知・無関心の故に差別が不問に付されたのではたまらない。ここに、「生きにくさ」「暮らしにくさ」の社会的背景がある。 ・しかし、本当にそれが差別になると知らなかったなら、その後の個人の有り様は別にして、当の問題についての非難は鈍る。差別をずるかもしれない側にとっても、心の問題として突き放されなくて、「何が差別なのか、はっきりとした物差し」が示されることによって、はじめて差別の問題と正面から向き合えることができる。 ・したがって、差別は単なる個人の問題を越えて、人の集う社会には必然的に起こる問題である以上、個人レベルでの行動規範にその解決策を見出したり、曖昧な人権啓発や社会常識レベルの社会規範にその解決策を求めのではなく、障害のある人にとっても、ない人にとっても誰でもが是非の判断ができるような社会のルール(法律)を作るべきである。</p>	<p>これまで実施してきたコロン・カフェ等が出された意見を踏まえ、中間案においても「8 基本的な施策」において、啓発活動及び障害者と障害者以外の人等との交流の機会の提供などの取り組みを行うことを盛り込んでいるところです。</p>
	113	<p>医師と病院よりの被害受け障害になるのは、病院よりの手術や化学薬品(←毒物で副作用、被害作用が多い)や栄養調味料を取らなかつたり、多かつたりして、また、事故により、ファミリーケア、ソーシャルケアない時も、やはり医者により被害を受ける人々が増しているの、医師に行くのは止めてもらい、障害者年金を受けるとゆうのではなく、被害年金を市より出してもらい、①食事療法ケアサポート②ファミリーケアサポート③ソーシャルケア④リハビリケア⑤お金のサポート⑥働く事のサポートをして下さればいいやされます。 世界医療団より、関東地方は、栄養医学、分子整合医学、カウンセリング、サブリ食事療法の治療が入っている。 サブリの治療を厚生省で保険キク事ができるように許可してもらおう。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>